

工場立地法 届出ガイド

工場立地法の目的

工場立地法が、環境保全を図りつつ適正に行われることを目的とし、一定規模以上の製造業等の工場の新設・変更時に届出を義務づけています。その際、生産施設、緑地、環境施設の面積に規制が設けられています。

届出対象工場

工場立地法の届出が必要となる工場を **特定工場** といい、次の要件を満たす工場です。

業種	製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）
規模	工場の敷地面積が 9,000 m²以上 または 建築面積が 3,000 m²以上 ※ 敷地面積は所有の形態を問いません。従って、借地であっても工場敷地になります。 ※ 建築面積は、建築物の水平投影面積を指し、延べ床面積ではありません。

また、特定工場は、次の2種類に分類されます。

新設工場 昭和49年6月29日以降に設置された工場

既存工場 昭和49年6月28日以前に既に設置されていた工場

規制の内容

特定工場には、工場の新設・変更時に届出義務があり、以下の規制が適用されます。（3ページ参照）

生産施設 面積率	敷地面積の 30～65%以下 （業種に応じて）
環境施設 面積率（緑地含む）	敷地面積の 25%以上 （15%以上は周辺部※に要配置）
緑地 面積率	敷地面積の 20%以上

※ 周辺部とは敷地の境界線から対面する境界線までの距離の1/5程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分

○ 既存工場については、緩和措置があります。

また、敷地外緑地等における基準を設けております。詳しくはお問い合わせください。

【各施設の定義】

生産施設

- ・製造工程等（加工修理工程含む）を形成する、機械または装置が設置される建築物
- ・製造工程等を形成する機械または装置で建築物の外に設置されるもの

緑地

- ・樹木が生育する土地等であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ・低木、芝、その他の地被植物（手入れがなされているものに限る）で表面が覆われている土地等

緑地以外の環境施設

工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの
噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、
広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設 等

届出が必要な場合

新設の届出
<ul style="list-style-type: none">➤ 新たに特定工場を新設➤ 業種変更により、特定工場に該当➤ 敷地面積変更もしくは建築面積の増加等により、特定工場に該当
変更届出
<ul style="list-style-type: none">➤ 製品の変更（日本標準産業分類の小分類や、適用される生産施設面積率が変わるようなもの）➤ 敷地面積及び建築面積の変更➤ 生産施設面積の変更➤ 緑地、環境施設面積の変更（増加のみの場合は不要）
その他の届出
<ul style="list-style-type: none">➤ 名称、住所の変更（法人の場合、代表者変更は届出不要）➤ 承継（特定工場を別法人が引き継ぐ場合）➤ 廃止（特定工場を廃止する場合）

※ 以下の行為については軽微な変更として届出不要です。（次回の届出時に併せて届け出下さい）

- ・ 生産施設、緑地、環境施設の面積の変更を伴わない建築面積の変更
- ・ 生産施設の修繕による面積の変更であって、修繕に伴い増加する面積の合計が 30 m²未満の場合
- ・ 生産施設の撤去
- ・ 緑地又は緑地以外の環境施設の増加のみの場合
- ・ 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わない場合（周辺の地域的生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- ・ 緑地の削減による面積の変更で、10 m²以下の緑地の減少（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合）

届出の時期

○ 着工予定日の **90 日前**までに届出が受理される必要があります。

※ 届出受理後 90 日が経過した後でなければ、着工できません。（実施の制限）

なお、事業者が実施の制限の短縮申請を行った場合は、期間を 30 日に短縮することができますが、一定の要件を満たすことが必要です。（実施の制限期間の短縮）

○ 名称変更、承継、廃止の届出は事実発生後速やかに届け出てください。

その他

○ 勧告、変更命令

- ・ 届出に係る事項が、工場立地に関する準則に適合しない場合については、届出の日から 60 日以内に勧告を受けることがあります。
- ・ 勧告に従わない場合は、届出の日から 90 日以内に変更命令を受けることがあります。

○ 罰則 以下の場合には、懲役を含む罰則が科せられます。

- ・ 届出をせず、または虚偽の届出をした場合
- ・ 実施の制限に違反した場合
- ・ 変更命令に違反した場合

届出先・問い合わせ先

福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL 092-711-4326 FAX 092-733-5593

URL <http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/koujourichi.html>

1 準則計算式

【新設工場】

	新設工場	
	単一業種	兼業
生産施設 (P)	$P \leq \gamma S$	$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$ (n: 当該既存工場が属する業種の個数)
緑地 (G)	$G \geq 0.2 S$	
環境施設 (E)	$E \geq 0.25 S$	
環境施設の配置 (E _s)	$E_s \geq 0.15 S$	

S : 敷地面積

γ : 敷地面積に対する生産施設面積の割合 (4ページ参照)

E_s : 周辺部 (1ページ参照)

【既存工場】

	既存工場	
	単一業種	兼業
生産施設 (P)	$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ ただし, $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$	$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$ (n : 当該既存工場が属する業種の個数) (m : S49.6.28における当該既存企業が属する業種の個数)
緑地 (G)	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$
環境施設 (E)	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$

S : 敷地面積

γ : 敷地面積に対する生産施設面積の割合 (4ページ参照)

α : 既存生産施設用敷地計算係数 (4ページ参照)

P₀ : S49.6.28時点の生産施設面積

P₁ : S49.6.29～前回までの生産施設面積の変更の合計 (設置については+, 撤去については-)

G₀ : S49.6.28時点の緑地面積+前回までの生産施設の変更に伴い準則地を超えて設置した緑地面積+生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分

E₀ : S49.6.28時点の環境施設面積+前回までの生産施設の変更に伴い準則地を超えて設置した環境施設面積+生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分

2 業種別生産施設面積率（ γ ）一覧表

業種の区分		生産施設 面積率(γ)
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、 コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第二種	伸鉄業	40%
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、 ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45%
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第五種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業 （石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び 高炉による製鉄業	60%
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

※ 生産施設面積率：敷地面積に対する生産施設の面積の割合

3 業種別既存生産施設用敷地計算係数（ α ）一覧表

業種の区分		既存生産施設用 敷地計算係数(α)
一	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
二	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物 油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築 用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソ ーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料 製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接 着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油 製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連 製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除 く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、 冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鑄 鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含 む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鑄物製造業、鉄骨製造業、建設用 金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・付随車製造業、 鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ250メートル以上の船台又はドッ クを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運 搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
三	有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂 製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、 生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製 造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、 はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、 弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受 製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製 造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器 具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製 造業	1.4
四	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬 ・精製業	1.5